

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【5】
2. 日時：令和5年10月4日 13時30分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官※、
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官※、小林主任安全審査官、
建部主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、小野安全審査官※、
宮崎安全審査専門職、伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力安全技術） 他3名

電源事業本部 原子力運営グループ 副長 他17名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹 他2名※

東北電力株式会社

原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他5名※

中部電力ホールディングス株式会社

浜岡原子力発電所 総括・品質保証グループ スタッフ副長

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他2名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理グループ 課長 他4名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日及び10月4日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行BWRプラントとの比較表）の第65条】

- 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）の確認事項の「0.98MPa[gage]以上」について、先行プラントの審査実績も踏まえて原子炉圧力の範囲として記載すべき数値の考え方を整理して説明すること。
- 低圧原子炉代替注水系（常設）の対象設備について、可搬型代替交流電源設備を含めないとした根拠を設置許可申請書（本文、添付八）を踏まえて、説明すること。また、当該整理について、保安規定基本方針及び先行プラントと方針が整合していることを確認のうえ、説明すること。
- 燃料プールのプレイ系の要求される措置について、設置許可で自主対策としている消火系の扱いを説明すること。

【テストタンクを水源とした残留熱代替除去系の確認運転について】

- 「仮にサプレッションチェンバを水源としてRHARポンプの確認運転を実施した場合、確認運転後に非管理区域の機器の除染を行ったとしても、弁やポンプは複雑な構造であることから、内部に滞留した放射性物質を取り除けない」とあるが、複雑な構造の詳細や想定しているフラッシング手法等を整理し、放射性物質を取り除けないとする範囲と理由を説明すること。
- サプレッションチェンバを用いたサーベイランスで確認できる項目とテストタンクを用いたサーベイランスで確認できる項目を比較し、同等性があることを整理して説明すること。

【原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について】

- 主蒸気を用いた0.74MPa[gage]相当の低圧運転点における確認試験を実施せずに、それと同等な性能確認が可能としていることについて、先行プラントとの比較も含め、説明すること。
- 主蒸気を用いた0.74MPa[gage]相当の低圧運転点における確認試験を実施しないことについて、事故時における使用条件と比較し説明すること。また、どのような運転操作への配慮が必要となるのか整理して説明すること。

【高圧炉心プレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイランスについて】

- サーベイランス時に原子炉圧力容器へ送水することは原子力安全上困

難であるとしていることについて、より詳細に説明すること。

- 原子炉圧力容器につながる配管上にある弁の健全性確認の考え方を説明すること。
- サーベイランス時のミニマムフローラインとテストラインの役割について、ポンプ性能及び配管径への考慮も踏まえて説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 島根原子力発電所新規規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表